

広島県告示第四百八十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十八条第一項の規定によって、国民健康保険診療報酬審査委員会の定数を次のとおり定め、平成十九年六月一日から施行する。

平成十九年四月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

保険医及び保険薬剤師を代表する委員	三二人
保険者を代表する委員	三一人
公益を代表する委員	三一人